

平成29年7月九州北部豪雨による被災者に対する特別措置

福岡女子短期大学

このたびの平成29年7月九州北部豪雨により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申し上げます。また、被災された皆様の一刻も早い復旧・復興をお祈りいたします。

福岡女子短期大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るため、平成31年度入学試験においても継続して、下記災害救助法適用地域等の居住者を対象とした特別措置を設けます。

1. 対象となる被災地域

県	市・町・村
福岡	朝倉市、東峰村、添田町
大分	日田市、中津市、

2. 対象・措置内容

上記対象となる被災地域に本人又は父母のいずれか（又は家計支持者）が居住しており、下表のいずれかの要件を満たされる方。

	対象	措置内容	免除額（年間）
(1)	父母のいずれか（又は家計支持者）が亡くなられた場合、又は家屋が全壊又は全焼した場合	検定料、入学金を免除 学納金を全額免除 （2年間）	（健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科） <u>1,161,500</u> 円（1年次） <u>921,500</u> 円（2年次） （音楽科） <u>1,526,500</u> 円（1年次） <u>1,281,500</u> 円（2年次）
(2)	父母のいずれか（又は家計支持者）が負傷され1ヶ月以上の加療が必要な場合、又は家屋が損壊又は火災もしくは床上浸水により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合	検定料、入学金を免除 学納金を半額免除 （2年間）	（健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科） <u>706,500</u> 円（1年次） <u>466,000</u> 円（2年次） （音楽科） <u>891,500</u> 円（1年次） <u>646,500</u> 円（2年次）
(3)	家計支持者が災害により失職した場合又は家計支持者の事業所・店舗が損壊を受け学納金の納入が困難な場合	検定料は免除 入学金・学納金を半額免除 （1年次のみ）	（健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科） <u>606,500</u> 円（1年次） （音楽科） <u>791,500</u> 円（1年次）

※免除される学納金は、授業料、施設資金、教育充実費、委託分です。

※返還の義務はありません。

※申請書類等により審査のうえ決定します。

※農林業関係に被害がある場合は、「被災証明書」に記載された状況により、措置内容を考慮します。

3. お問い合わせ先

福岡女子短期大学 入試広報課 (TEL092-922-2483)